

副

第2回黒潮町議会6月定例会会議録

平成23年6月8日 開会

平成23年6月17日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6 月 8 日	水	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明 質疑・委員会付託
6 月 9 日	木	休 会	委員会
6 月 10 日	金	休 会	委員会
6 月 11 日	土	休 会	休会
6 月 12 日	日	休 会	休会
6 月 13 日	月	休 会	委員会
6 月 14 日	火	休 会	委員会
6 月 15 日	水	本会議	一般質問
6 月 16 日	木	本会議	一般質問
6 月 17 日	金	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 40 号

平成 23 年 6 月第 2 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 23 年 6 月 1 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 23 年 6 月 8 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成23年6月8日(水曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	武政登	地域住民課長	大塚一福
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	濱田仁司
会計管理者	濱田啓	教育委員長	山下一夫
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

3番 西村將伸

4番 坂本あや

議事日程第1号

平成23年6月8日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第8号から議案第16号

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第 8 号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
議案第 10 号 黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 11 号 黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 12 号 黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 13 号 黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 14 号 平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 15 号 黒潮町地域特産品処理加工及び販売施設に係る指定管理者の指定について
議案第 16 号 平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 1 号 安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書採択陳情書

議 事 の 経 過

平成 23 年 6 月 8 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

ただ今から、平成 23 年 6 月第 2 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従いまして議案審議を行います。

諸般の報告をします。

報告第 6 号が町長より、議席に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日までに受理しました陳情書等は議席に配付しました文書表のとおりです。

陳情第 1 号を総務常任委員会に付託します。

町長の行動報告および議長の行動報告につきましては、全員協議会でお手元に配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

このたび平成 23 年度 6 月議会定例会を招集しましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。引き続き執行部一同、適正な事務執行と住民福祉の向上に努めてまいります。本議会の提出させていただきます議案について、ご審議をよろしくお願い致します。

それでは行政報告をさせていただきます。

まず初めに、四国西南サミットへの加入についてのご報告でございます。

四国西南サミットは、平成 2 年に四国西南地域、愛媛県の南予地域および高知県の幡多地域の市が集まって組織され、現在に至っているところでございます。前回、管内の町村にも加入を要請し、地域全体で盛り上げていこうと決議され、本町にも加入要請があり加入を致しました。現在は四国西南地域の 13 市町村で組織されています。

去る 5 月 23 日、本年度の総会が愛媛県西予市で開催され、私と議長および事務局の 4 名で出席をしてきました。総会では災害時の広域支援、共同、連携した観光振興、地域生活基盤の向上などに取り組むことを確認し、早速、四国西南サミット災害時総合応援協定に調印をしたところでございます。今後は加入市町村と連携し、全国に比べ遅れている四国西南地域の道路整備や経済環境などの向上を目指したいと考えています。

次に、国民健康保険税条例の改正について報告致します。

国保の税率改正につきましては、平成 20 年度に現行の税率改正を行い運営してきました。しかしながら歳出に見合う財源確保が難しく、大変厳しい運営が続いており、平成 20 年度以降 3 年連続で赤字決算となり、国保の財政調整基金から繰り入れを行い、決算処理を行っている状況でございます。

こうした状況の下、国保事業の収支につきまして本年度以降の見通しを推計しましたところ、平成 23 年度では約 1 億円の財源不足が生じることが想定されます。そういった状況を踏まえ、5 月 26 日の国保運営協議会で

ご審議願ひまして、税率改正のご承認をいただいたところでございます。

今後の財政収支を想定し、5,000万円の増額を見込み税率改正を行うもので、率に致しますと19.4パーセントのアップを想定しているところでございます。被保険者の皆さまには税率改正により負担増となりますが、国保事業につきましてもご理解をいただくようお願いしたいところでございます。

なお、医療費抑制のために特定健診の受診勧奨や保険事業の推進費、療養給付費の調整分として、一般会計から1,000万円を支援することと致しました。

次に、情報通信基盤整備事業について報告致します。

情報通信基盤整備事業につきましては平成21年度、平成22年度の2年間にわたり、伝送路設備整備およびセンター設備整備工事を実施してきたところでございます。この工事は町内全域に及ぶことから、伝送路の総延長は約244キロメートル、共架柱および自営柱の数は合計で約5,700本となります。これらすべての電柱の強度調査を実施した上で、それぞれの地権者や関係者のご協力をいただかなければならないことから想定外の期間を要したために、現在も一部事業を繰り越しして実施しているところでございます。

工期までに完了する予定の引き込み工事数は公共施設を除いて4,668であり、全体の89.94パーセントとなります。また、テレビ加入者は1,985人、インターネット加入者は836人となっております。

なお、黒潮町情報通信基盤整備事業の最終年度であります平成23年度は自主放送施設の整備を行い、平成24年4月からは黒潮町ケーブルテレビで自主番組の放送を開始致します。番組は委託制作を考えており、公募の結果、特定非営利法人NPO砂浜美術館を平成24年度の番組制作委託予定事業者として認定し、その準備を進めているところでございます。

次に、ハワイでのTシャツアート展について報告させていただきます。

現地時間の5月27日金曜日から29日日曜日までの3日間、アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島ホノルルのマカイゲートウェイパークで、第1回アロハ・アート・ウィークイベントがアロハ・アート・ウィーク実行委員会とNPO砂浜美術館との共催により開催されました。町からも、砂浜美術館員に産業推進室長が同行して参加させていただいたところでございます。

会場には3日間で約1,340人の日系人の方をはじめ観光客などの来場があり、特にマスメディアは地元テレビ全局、日本語メディア、そしてローカルのブロガーなどにもかなり取り上げていただきまして、ハワイで高知の黒潮町が話題とさしていただいたところでございます。

次に、佐賀中学校建設工事の状況についてでございます。

昨年9月、建築に着手しました佐賀中学校の改築工事は、東日本大震災による資材調達への影響も少なく順調に工事が進んでいます。5月末の進捗率は9割程度で、建物の外観工事はほぼ完了し、舗装等の外構工事、給排水や空調等の設備、また備品搬入等の仕上げ段階に入ったところでございます。工事は順調に進んでおりますので、予定どおり6月末には完成する予定です。完成後は夏休み中に引っ越しを行い、2学期からは新校舎で授業を行う予定としております。

次に、東日本大震災の支援活動について報告させていただきます。

本年3月11日に発生しました東日本大震災と、それに起因する福島原子力発電所の事故につきましては、日本の災害史に残る大災害となりました。この災害に対し、町民の皆さんや町からの支援について、黒潮町社会福祉協議会および町がまとめているものについて報告させていただきます。

3月11日の災害の後、黒潮町、特に佐賀地域とゆかりの深い気仙沼市に3月16日、先遣隊2名を調査派遣致しました。その先遣隊から現地情報が入る中、黒潮町建設協会から資機材の支援と運転手の支援を受け、18日、私も現地調査を行いました。

4月に入ってからは、被災者支援で南三陸町に保健師4名を交互に派遣中でございます。また、5月23日からは仙台市の要請により、避難所支援に1カ月程度の予定で2名の職員を交代で派遣しております。

この震災に対しまして町民の皆さんや団体から頂いた義援金は、6月2日現在で723万4,250円となっております。町も、発生当時、町の備蓄物資など377万円程度の緊急支援を行い、その後の職員の派遣などで118万円を支出しております。

次に、5月末で閉鎖しました平成22年度決算見込みについて報告させていただきます。

平成22年度の一般会計を基本とする普通会計決算は、財政健全化に努めた結果、減債基金を2億円基金に積み立てた上に、実質収支が3億3,900万円程度の黒字となる見込みとなりました。この大きな要因は、三位一体の改革で地方経済が停滞したことや、民主党政権になってからも地方経済が回復されず、平成20、21年度に続き、平成22年度も国の大型緊急経済対策等が実施されたことによるものと考えております。このほか、国民健康保険事業特別会計など7会計もそれぞれ黒字となる見込みですが、国民健康保険事業特別会計につきましては基金を大幅に取り崩しての黒字であり、国保税率の改正は待ったなしの状況でございます。

今後の財政運営は、庁舎移転や学校改築事業、黒潮消防署の移転事業、町道整備事業など大型事業が控えておりますので、今まで以上に健全な財政運営を心掛けなければならないと考えておるところでございます。

今後も議員の皆さまをはじめ、町民の皆さま方のご協力をよろしくお願い致します。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番西村将伸君、4番坂本あやさんを指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、6月8日から6月17日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は10日間に決定しました。

日程第3、議案第8号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第16号、平成23年度黒潮町一般会計補正予算（補正3号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成23年6月定例議会への提出議案の説明をさせていただきます。

平成23年度6月議会定例会に提出致します議案は、議案第8号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第16号、平成23年度黒潮町一般会計補正予算についてまでの9議案でございます。

まず議案第8号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、地方税法の改正に伴い改正するものでございますが、内容は3月11日に発生しました東日本大震災により被害を受けた方の税控除の特例にかんする改正となっております。本町では、現在のところこの改

正による該当者はおりませんが、被災された方でこの適用を受けていた方が本町に転入された場合は、引き続き適用されることとなります。

次に議案第9号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、地方自治法の一部改正に伴い改正するものでございます。

次に議案第10号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い課税限度額を引き上げるものとともに、国民健康保険税の税率を19.4パーセント引き上げるものとするところでございます。これにより、課税限度額につきましては基礎課税額が51万円に、後期高齢者支援金等課税額が14万円に、介護納付金課税額が12万円となります。また、税率引き上げによる影響額は1世帯当たり平均1万8,982円の増となり、一人当たりの平均にしますと1万679円の増となります。

国民健康保険特別会計は、医療費の増加に加えて被保険者減少や所得の減少により、ここ3年は毎年赤字が出ている状況でございます。この赤字を基金の取り崩しで対応してまいりましたが、基金も22年度末で約2,100万円程度となる見込みとなっております。今後も現行の税率でいくとすれば、毎年1億円強の不足額が生じ、国民健康保険特別会計の運営が困難になることが予想されるところでございます。この状況を改善し、国保制度を維持していくためには、どうしても国保税率の引き上げをせざるを得ない状況となっております。しかし、不足する1億円を一気に上げると、被保険者の方々に急激な負担をお掛けすることとなりますので、まず平成23年度で5千万円程度の国保税の引き上げをお願いするものでございます。

町としましても、国保制度を維持していくために生活習慣病の予防や食生活の改善、さらには健診受診率の向上など健康増進事業に力を入れ、医療費抑制に努めていくところでございます。平成23年度は特定健診等の事業に対し、一般会計から1千万円程度の繰り入れを考えているところでございます。

被保険者の皆さまも大変厳しい状況にあることは承知しておりますが、このような事情でございますので、国保税率の引き上げにご理解をいただきますようよろしくお願い致します。なお、この改正に伴う予算につきましては、今後の補正予算で調整させていただきます。

次に議案第11号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、上川口港湾内に整備しておりました上川口鯨公園がこのたび完成致しましたので、条例に追加するものでございます。

次に議案第12号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、官公署が公務で印鑑登録証明書の交付を受ける場合の事務の合理化を図るものでございます。

次に議案第13号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、大方、佐賀両児童館の現在の休館日が条例と整合性が取れていないため、現状の休館日に合わせ改正を行うものでございます。

次に議案第14号、平成23年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,483万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億7,983万8,000円とするものでございます。

この補正予算概要は、当初の予算時点では事業内容が定まらずに保留していたもの、あるいは住民や団体からの要望等を受けて計上したもの、また東日本大震災を受けて計上したものなど、産業の発展や防災対策等に必要経費を計上させていただきました。

この主なものと致しましては、2款総務費、1項総務管理費、3目管理費では、集会所の改修と大方球場の整備および備品購入に833万1,000円を計上。なお、大方球場の整備は高知ファイティングドッグスの公式戦に

合わせた整備を行うものでございます。

13 目情報基盤整備事業費では、電柱改修負担費として2,744万8,000円を計上。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策事業では、地場水産物加工高付加価値事業を推進するため、佐賀産直出荷組合への委託金として831万円を計上。

7 目産業振興総合事業費では、今年度計画しておりました特産品加工場の整備が東日本大震災の影響で今年度中の整備が難しい状況となりましたので事業内容を見合わせることにし、予算の組み替えを行い、6,048万5,000円の減額をさせていただいたところでございます。

3 項水産業費、2 目水産振興費では、現在多くのカツオ漁船が活用しております衛星通信機器のシステムの切り替えが行われるため、新システムに対応した機器を整備をする必要が生じ、県漁協が主体となって整備することになりましたので、それに対する補助金として666万4,000円を計上させていただきました。

7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費では、高知県内に水揚げされるカツオの生産、流通にかかわる関係者が連携協調することにより、その販売拡大を図るとともに、県産カツオ漁業の経営安定に資することを目的に、土佐のかつお流通対策協議会を高知県が主体となって設立致しましたので、それに対する補助金として385万8,000円を計上。

3 目観光費では、高知ファイティングドッグスの公式戦を受けて、その受け入れに役員費など88万8,000円、また観光として、体験受け入れ事業として委託費などに175万円を計上させていただきました。

4 目産業推進費ではタウンプロモート事業を計画し、産業振興をはじめとした各種政策決定に外部からご意見をいただける体制整備に60万円4,000円を計上。

9 款消防費、1 項消防費、4 目防災費では、今回の東日本大震災を受けまして、学校の避難道整備などを緊急に整備するために設計委託費を300万円と、水準測量委託費に300万円などを計上させていただきました。

これに対する歳入につきましては、14 款国庫支出金が628万6,000円、15 款県支出金が2,422万2,000円の減、21 款町債が1,860万円の減などで、それぞれ補助事業に対する調整を行い、不足分を18 款繰入金の1 目財政調整基金繰入金で調整させていただきました。

次に議案第15号、黒潮町地域特産品処理加工及び販売施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

この施設は、平成21年度に高知県産業振興総合支援事業の取り組みの一環として、黒潮町特産品開発推進協議会の体制強化を目的とした再編成を図り、黒潮町の地域産品の加工販売を拡大することを目的に整備をした施設でございます。このため、黒潮町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者候補に黒潮町特産品開発推進協議会を選定致しましたので、議会の議決をお願いするものでございます。なお、選任期間は平成23年7月1日から平成26年3月31日と致しました。

次に議案第16号、平成23年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万6,000円を追加し、歳入歳出予算の増額を83億8,387万4,000円とするものでございます。この内容につきましては、現在、町では町の遊休施設や空き教室を活用して学童保育を実施しているところでございます。しかし、送迎用の車が1台しかなく輸送効率が非常に悪いため、送迎用の車の購入を財団法人自治総合センターが行っておりますコミュニティ一助成事業に申請をしておりまして、このたび内示がありましたので、急ぎよ補正をさせていただいたところでございます。なお、この事業は100パーセントの助成となっております。

私からの提案説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

それでは、議案書の2ページから5ページにあります議案第8号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

今回の改正は地方税法の一部改正に伴う改正ですが、内容につきましては平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者等に対する軽減を図るための特例にかんする内容となっております。

新旧対照表をご覧ください。1ページから5ページにあります。

今回の改正は、附則第22条から第24条までの3条を新たに加えるものです。附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例条項となっております。東日本大震災により、その者の有する資産について受けた損失の金額については所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人の町民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることになっていきます。また、附則第23条は東日本大震災に係る住宅借入金特別税額控除の適用期限の特例条項となっております。いわゆる住宅ローン控除の特例です。住宅借入金特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間についても引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとするための規定の整備となっております。

次に、附則第24条では、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の条項となっております。東日本大震災により滅失、または損壊した住宅の敷地のように供されていた土地については、被災後10年度分の固定資産税については、当該土地を住宅用地と見なすこととする地方税の改正が行われたことに伴い、当該規定の適用を受けようとする者が町長に提出する申告書の記載事項等を規定しています。また、住宅用地と見なされた場合は、固定資産税が軽減されることとなります。

なお、本町では現在のところ、この改正内容に該当する方はいませんが、被災され、これらの適用を受けていた方が本町に転入された場合は、引き続き適用されることとなります。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

続いて、議案書6ページから7ページにあります議案第9号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての補足説明を致します。新旧対照表では5ページにあります。

この改正は地方自治法の一部改正が行われたことによる改正ですが、町条例の一部を昨年22年度に一部改正しておりますが、そのときに地方自治法の一部改正の法案が成立していなかったため、そのカッコ書きにあります22年法律第何号という空欄になっておりますが、そこをまあ成立していなかったため空欄としておりましたが、今年の5月2日に法が公布されましたので、法律番号を平成23年法律第35号と入れるものです。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

続いて、議案書8ページから10ページにあります議案第10号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。新旧対照表は6ページから10ページに記載しています。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う課税限度額の引き上げと、平成23年度黒潮町国民健康保険税の税率を19.4パーセント程度引き上げるための条例改正となっております。

課税限度額は基礎課税額が51万に、後期高齢者支援金等課税額が14万に、介護納付金課税額は12万円となっております。

黒潮町国民健康保険税の税率については、合併後の18年、19年度は不均一課税で、20年度に現行の税率に統一しています。その後、医療制度の改革や医療費の増加に加えて、被保険者の減少や所得の減少により歳入

不足となり、ここ3年、毎年基金からの繰り入れが続いていますが、この基金も22年度末で2,100万程度となります。今後も現状の税率でいくとすれば毎年1億円強の不足が生じてまいりますが、一気に引き上げることはできません。このため、先月開催された国民健康保険運営協議会で協議した結果、平成22年度より5千万円程度の引き上げを行うことで今回提案することとなりました。

それでは、個々の内容につきましては新旧対照表でご説明致します。新旧対照表の6ページからご覧ください。新旧対照表でございますが、右側が現行条例で、左側が今回の改正条例で、傍線の部分が改正部分となっております。

まず対照表6ページの条例第2条では、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う課税限度額の引き上げで、第2条、第2項の基礎課税額で現行50万円を51万に、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額で現行13万を14万に、また同条第4項の介護納付金課税額で10万円を12万円に引き上げる改正を行うものです。

続いて、6ページ中段の条例第3条から、8ページ中段の条例第9条の3までは、先ほど申しましたように平成23年度黒潮町国民健康保険税の5,000万円の増収を見込むための税率改正となっております。

6ページ中段の第3条の国民健康保険税の被保険者に係る所得割で、現行100分の4.5を100分の5.6に、第4条の資産割で現行100分の22を100分の26に、10ページの第5条の被保険者均等割額で被保険者1人について現行1万2,500円を1万5,000円に、第5条の2、第1号の世帯別平等割を特定世帯以外の世帯で現行1万4,500円を1万7,000円に、同条第2号の特定世帯で現行7,250円を8,500円に改めるものです。

続いて、7ページ中段の第6条の後期高齢者支援金等課税額の所得割では、現行100分の2を100分の2.5に、第7条の資産割額を100分の9を100分の11に、第7条の2の被保険者均等割額で、被保険者1人について5,100円を5,800円に、第7条の3、第1号の世帯別平等割で特定世帯以外の世帯で、現行6,000円を7,300円に、同条第2号の特定世帯で、現行3,000円を3,650円に改めるものです。

続いて7ページ最下段、第8条の介護納付金課税被保険者に係る所得割では、現行100分の1.5を100分の1.9に、第9条の資産割額を100分の7.5を100分の8.0に、9条の2の被保険者均等割額は、被保険者1人について現行5,000円を5,700円に、第9条の3の世帯別平等割で現行一世帯につき4,500円を5,200円に改めるものです。

8ページの中段よりやや上にあります第23条第1項は国民健康保険税の減額関係ですが、23条中減額して得た額の限度額ですが、基礎課税額で現行50万円を51万円に、後期高齢者支援金課税額で現行13万円を14万円に、介護納付金課税額で現行10万円を12万円に改めるものです。

続いて8ページ中段から9ページの中段にあります第23条第1号では、所得が33万を超えない世帯で、いわゆる7割減額該当世帯の場合の改正額となっております。読み上げは省略させていただきます。

また、9ページの第23条第2号では、所得が33万円に被保険者及び特定世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない金額で、いわゆる5割減額該当世帯の場合の改正額となっております。

最後になりますが、9ページから10ページの第23条第3号では、所得33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯で、いわゆる2割減額該当世帯の場合の改正額となっております。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。ご審議ほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

おはようございます。

議案第11号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書11ページ、新旧対照表11ページを参照願います。

上川口港で活力ある産業等交流のまちづくりの一環として、平成19年から港整備交付金事業で整備してきました上川口鯨公園が完成しましたので追加するものです。

公園の内容につきましては、イベント広場、多目的広場、ビーチスポーツ広場、公園広場等の内容となっております。一部ヘリポートも、イベント広場の中では活用できるようになっております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

おはようございます。

それでは議案第12号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

新旧対照表12ページをお開けください。右が旧現行で、左が今回改正をお願いするものでございます。3項の、1項追加となっております。

それでは、内容について説明させていただきます。現状の印鑑条例での印鑑登録証明書の交付につきましては登録証の提示が必要であり、その確認をもって証明交付をしております。従いまして、官公署からの交付申請につきましてもその担当職員が関係者から印鑑登録証を預かり、窓口へ印鑑登録証を持参して交付申請をしております。しかしながら、官公署の職員が印鑑証明書を預かることと、関係者が登録証を預けるという、お互いが精神的にも負担が掛かりますので、公用交付申請につきましては条例改正によりまして提示がなくとも交付ができるよう要望もございまして、町としては先の要望や各種事業の効率化の観点からも条例改正を行い、申請書に当該人の住所、氏名、生年月日、登録印鑑の押印、登録証番号など、要件が具備されていれば登録証の提示がなくとも交付ができるよう改正をお願いするものでございます。

どうかよろしくお願い致します。

続きまして、13号議案についてご説明させていただきます。黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。新旧対照表の13ページでご説明させていただきます。

この改正につきましては、町内には大方町立町民館と佐賀町立町民館2館ございますけれども、それぞれ運営形態が違ってまいりますので、その運営形態に合わせて整合性を取る条例改正にさせていただくものでございます。

第10条につきましては、字句のすね訂正でございます。開館とならなければいけないところをすね、閉館となっておりますので、これを開館時間ということに改めさせていただくものでございます。

それから休館日につきましては、現行では日曜日および月曜日となっておりますけれども、これを黒潮町立大方児童館については日曜日および月曜日、黒潮町佐賀児童館については土曜日および日曜日、というふうに改正させていただくものでございます。休日が両館では土曜日と日曜日、日曜日と月曜日と違ってまいりますので、これを改めさせていただくものでございます。

それから3号でございますけれども、国民の祝日が月曜日に当たるときはその翌日となっておりますけれども、先にも言いましたように日曜日と月曜日ということになってまいりますので、休みの末日が。黒潮町大方児童館については国民の祝日が月曜日に当たるときはその翌日、黒潮町佐賀児童館については、国民の祝日が日曜日に当たるときはその翌日というふうに改めさせていただくものです。

どうかよろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは私の方から議案第 14 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算について補足説明をさせていただきます。補正 2 号の方をご覧ください。

この予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,483 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83 億 7,983 万 8,000 円とするものでございます。

まず歳出の事項別明細に基づいて説明致しますので、17 ページをお開きください。よろしいでしょうか。

まず、2 款総務費でございます。4,031 万 1,000 円を補正させていただきますして、12 億 4,715 万 4,000 円とするものでございます。主なものとしましては、1 目一般管理費 150 万でございます。内容は旅費 150 万でございますけれども、この旅費につきましては先ほど来町長からも報告がありましたけれども、東日本大震災における当町の支援旅費としてですね必要な額が生じましたし、なおかつ県の職員の就任旅費が必要となりましたので、補正をさせていただくものでございます。

次、3 目財産管理費でございますが、1,005 万 1,000 円を追加するものでございます。内容としましては、主なものとしまして 15 節工事請負費 746 万 3,000 円でございます。これは大方橋川集会所、田野浦集会所の施設整備を行うに 309 万 8,000 円。また、大方球場施設整備に 436 万 5,000 円。この施設につきましては、スコアボード、また外野フェンスの塗装等でございます。

次に、18 節の備品購入費 86 万 8,000 円追加させていただきます。これは大方球場内のベンチにイスがですねなくなりましたので、その部分の備品購入でございます。約 15 台をそろえる予定でございます。

次に、12 目国土調査費 131 万 2,000 円追加させていただきます。これは委託料でございますけれども、一筆地測量業務委託の労務単価の改正によりまして追加をさせていただきます。

次に、13 目情報基盤整備事業 2,744 万 8,000 円追加させていただきます。これは 19 節の負担金補助及び交付金で 2,744 万 8,000 円でございます。これは冒頭町長からもありましたけれども、電柱改修等の負担金でございます。

次に、3 款民生費でございます。205 万 9,000 円を補正させていただきますして 19 億 5,972 万 8,000 円とするものでございます。主なものとしましては、1 目児童福祉総務費でございます。金額は 33 万 9,000 円と少額でございますけれども、新規事業として児童虐待予防対策の取り組みとして必要な経費をそれぞれ計上させていただきました。内容につきましては、説明欄をご覧くださいと思います。

次に、3 目児童福祉施設費でございます。172 万円を追加させていただきます。これは 18 節の備品購入費でございますして、現在、町内には 4 つの保育所がございますけれども、そこに AED を整備するものでございます。これは 100 パーセント県の補助をいただいて整備するものでございます。

次に、5 款労働費でございます。831 万円を追加させていただきますして、1 億 7,030 万 2,000 円とするものでございます。内容につきましては、2 目雇用対策事業費でございます。これは冒頭町長からもありましたけれども、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用して、魚の加工販売の拡大と新商品の開発を行うことを目的として、土佐佐賀産直出荷組合に委託するものでございます。

次に、6 款農林水産業費でございます。4,277 万 2,000 円減額させていただきますして、4 億 8,382 万 2,000 円とするものでございます。この減の主なものは、産業振興推進総合事業費の減でございます。

まず、3 目農業振興費でございます。608 万 2,000 円を追加させていただきます。これは 19 節の負担金補

助及び交付金でございます。内容としましては、ハウス整備事業費補助に 316 万円、花き産地づくりモデル事業に 100 万円、中山間地域集落営農等支援事業に 192 万 2,000 円となっております。

次に、4 目畜産業費でございます。180 万円追加させていただきました。15 節の工事請負費でございます。内容としましては、佐賀地区にありますプロイラー施設のボイラーが古くなり、使用できなくなったために取り替えを行うものでございます。

次に 20 ページをお開きください。

7 目産業振興推進総合事業費でございます。6,048 万 5,000 円減額させていただきましたして 1,475 万 5,000 円とするものでございます。この減額の要因は、冒頭町長の提案説明にもありましたように、今年度整備計画をしておりまして特産品加工場施設の整備が先般の東日本大震災の影響により今年度中の整備が難しい状況となりましたので、今年度の事業内容を見直すこととし、予算の減額組み替えを行ったものでございます。内容は加工場の整備費で、13 節委託料 300 万円を減額、また 15 節工事請負費を全額減額と致しました。

18 節備品購入費は、今年度から操業するために必要な事務室の備品と、砂糖木を絞る搾汁機を購入する予算を残し、1,453 万 6,000 円を減額致しました。

19 節負担金補助及び交付金では、特産協への補助金でコンサルタントに経営指導等をしていただく費用と行動旅費を残し、312 万円を減額致しました。

21 節貸付金では、5 月から特産協がラッキョウ等を加工することになっておりますが、当面の原材料費を購入する費用が不足するため、貸付金 200 万円を計上致しました。なお、この貸付金につきましては 3 月 31 日までにですね返還を求めるものでございまして、純計となるところでございます。

次に、2 項 2 目林業振興費でございます。90 万円追加させていただきましたして、内容としましては補助金でございますが、鳥獣被害防除対策費と致しまして 90 万円追加致しました。これはイノシシ等の被害防除のためにトタン、電気柵等の資材を計上してございましたけれども、見込みより要望が多かったために追加をさせていただいたところでございます。

次に、3 項水産業費、2 目水産業振興費でございます。741 万円追加をさせていただいております。これも 19 節負担金及び交付金でございますが、内容は種子島周辺対策事業費補助金および水産関係共同作業場整備補助金となっておりますけれども、種子島周辺対策につきましては、冒頭町長から説明がありましたように 19 トン漁船の衛星通信機器の更新に対します補助でございます。

次に、7 款商工費でございます。766 万 8,000 円追加致しまして 9,295 万 5,000 円とするものでございます。ここでは 2 目商工振興費 410 万 2,000 円を追加致しました。主なものとしましては、19 節負担金補助及び交付金 385 万 8,000 円でございます。内容は、土佐のかつお流通対策協議会への補助金でございます。これはカツオの販路開拓、それからまたカツオフエア、それから市場等での PR、そういったもの。また、エコラベル取得事業を行うために補助をするものでございます。

次に、3 目観光費でございます。296 万 2,000 円追加させていただきました。主なものとしましては、役務費でございますして 60 万 8,000 円。これは冒頭町長からありましたように、この 8 月に高知ファイティングドッグスの公式戦を受け入れするための費用として 60 万円、また、委託料に 82 万 9,000 円計上させていただきました。野球公式戦の受け入れの交通整理等の委託に 15 万 5,000 円、また、体験受け入れ業務委託としまして 67 万 4,000 円を計上させていただきました。

それから 18 節の備品購入費 107 万 6,000 円を計上させていただきました。これは体験用備品を購入するためでございますが、内容はワイヤレスマイク一式、それからライフジャケット 24 着、それからパドル 24 本、それから、そば打ち道具セット 10 セット等々でございます。

次に、8款土木費でございます。502万6,000円を補正さしていただきまして、6億5,988万9,000円とするものでございます。主な内容としましては、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費で300万計上致しました。内容としましては13節委託料で、小黒ノ川の橋梁（きょうりょう）の詳細設計を行う予定でございます。

次に、23ページをお開きください。

9款消防費でございます。813万円補正さしていただきまして、3億2,422万8,000円とするものでございます。主なものとしましては、4目消防費でございます。813万円を追加さしていただきました。内容は委託料と、19節の負担金補助及び交付金でございます。委託料では、津波避難施設緊急整備事業設定委託費としまして300万円。この内容につきましては、南郷小学校、上川口小学校、伊田小学校、田ノ口小学校の避難道の設計を委託を考慮しております。なお、佐賀地区の小中学校につきましては別途検討することとしております。

また、今回の東日本大震災を受けてですね、町内の水準測量を考慮しております。300万円計上致しました。これは、町内100カ所程度を予定しております。

それから19節負担金補助及び交付金でございますけれども、これは木造住宅耐震改修と木造住宅耐震改修設計委託費の補助を追加したものでございます。

以上、歳出の方の説明を終わります。

続きまして、これに対する歳入の方の説明させていただきます。

13ページをお開きください。

歳入の主なものを申し上げます。14款国庫支出金でございます。628万6,000円を補正致しまして、6億5,757万6,000円とするものでございます。

6目の消防費国庫補助金でございます。主なものとしましては、消防防災施設等整備補助金でございます。これは防火水槽の補助金でございます。改修の補助金でございます。場所は、出口と芝の防火水槽2カ所を整備する補助金でございます。

15款県支出金でございます。2,422万2,000円を減額致しまして、7億8,224万円とするものでございます。主なものを説明致します。14ページをお開きください。次のページをお開きください。

4目労働費県補助金でございます。803万9,000円を追加致しました。これは、ふるさと雇用再生特別基金事業の補助金でございます。

5目農林水産業費県補助金でございますが、3,751万1,000円を減額致しました。主なものとしましては、1節農業費補助金でございます。4,767万9,000円を減額致しました。これは先ほど歳出の方で説明させていただきましたけれども、加工場の見直しを行ったために産業振興推進総合補助金の減額を行ったところでございます。

次に、18款繰入金でございます。5,546万8,000円補正致しまして、2億2,640万7,000円とするものでございます。これは1目の財政調整基金繰入金を繰り入れるものでございますけれども、先ほど来、歳出に対する補助金等で不足する部分、一般財源の部分ですね、ここで調整さしていただいたところでございます。

20款諸収入でございます。1,509万7,000円補正さしていただきまして、1億3,816万8,000円とするものでございます。主な内容としましては、2目農林水産業費貸付金元利収入で200万円でございます。これは先ほど言いました特産品開発推進協議会への貸付金の収入でございます。

また、5項2目の雑入で1,309万7,000円を補正さしていただきまして、3,990万8,000円とするものでございますが、これにつきましては高知県市町村振興協会基金交付金1,139万7,000円でございます。これは、県下の市町村でつくっています財団法人高知県市町村振興協会がでございます。その市町村振興協会は、全国の市町村振興宝くじ収益の収益金の交付を受けて基金運用事業を行っているところでございますが、昨今の市町村

の厳しい財政状況にかんがみ基金の取り崩しを行い、地方財政法第 32 条に定める事業の財源に充当することを目的に、平成 20 年度から 22 年度の各年度 5 億円を県下の市町村に交付をしてきたところでございます。この制度を平成 23 年度から 25 年度まで 3 年間継続することになりましたので、当町への交付金を計上させていただいたところでございます。

21 款町債でございます。1,860 万円減額し、14 億 4,030 万円とするものでございます。この主なものとしては、それぞれの補助事業によって調整を致したところでございます。またご確認をお願いします。

続いて、第 2 表地方債補正を説明致します。9 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正でございます。補正前は 14 億 5,890 万としておりましたけれども、補正後は限度額を 14 億 4,030 万円とするものでございます。起債の目的は、ここに掲げております高齢者福祉債から防災対策事業債までの補正となっております。なお、起債の方法は証書借入または証券発行となっております。利率は 5 パーセント以内ということにしております。また償還の方法につきましては、借入先と協定ということにしております。

以上、議案第 14 号の補足説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、議案第 15 号の黒潮町地域特産品処理加工及び販売施設に係る指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。議案書の 18 ページをお開きください。

黒潮町地域特産品処理加工及び販売施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定により、黒潮町地域特産品処理加工及び販売施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

下記に記載していますが、指定管理者の所在地については高知県幡多郡黒潮町入野 2089 番地、名称が黒潮町特産品開発推進協議会。会長、小橋正義。指定の期間が、平成 23 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

指定管理者の理由ですが、黒潮町では平成 21 年度に高知県産業振興総合支援事業の取り組みとして黒潮町特産品開発推進協議会の体制強化を目的とした再編成を図り、地域産品の加工、販売を拡大することにより遊休農地の解消と産地づくり、商品販売を通じての所得向上と雇用拡大、生産者買い取り価格を買い支えることで生産者の所得向上を目的として、黒潮町地域特産品処理加工および販売施設を整備しました。

特産協は、現状の黒糖栽培を拡大していくことはもとより、オーガニックによる試験栽培の実践や町内の農作物を使った製造加工品の開発など、農家支援によるビジネスの構築を目指しています。また、支持母体である製糖生産組合による伝承技術に裏打ちされた、まき釜炊きなどの知的資源、そして新たな価値の創造などの情報資源、これらをもう一度掘り起こし、独創的な切り口から地域活性化に結び付けていくことができる実績と計画があります。

以上により、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、公募によらない指定管理者候補に黒潮町特産品開発推進協議会を選定しましたので、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは続きまして議案第 16 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして説明致します。

補正3号の方をご覧ください。

この件につきましては、町長が冒頭提案説明で詳しく説明致しましたので、私からのあまり補足説明はございませんけれども、少し説明をさせていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,387万4,000円とするものでございます。

13ページをお開きください。歳出の方から説明させていただきます。

10款教育費でございまして、403万6,000円補正さしていただきまして13億1,693万2,000円とするものでございます。内容としましては、2目の事務局費でございます。18節備品購入費に403万6,000円を計上させていただきました。これは現在、黒潮町内で学童保育をしておりますけれども、その送迎用の車が不足しておりますために計上したものでございます。なお、この車につきましては佐賀地区の方で利用することとなっております。

次に、入の方でございます。12ページをご覧ください。

この歳出につきまして歳入の方はですね、主には20款諸収入、雑入で400万計上致しました。これは自治総合センター交付金から頂く交付金でございます。その不足部分を繰入金でですね、調整させていただいたというところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

この際、10時25分まで休憩します。

休 憩 10時 14分

再 開 10時 25分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第8号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

明神さん。

10番（明神照男君）

この議案は昨年も6月議会に出て、そのときに自分、まあ国にしても年間1兆円ぐらいの医療費がどんどん、まあ増加しよる。ほんで町にしてもそういう形で。ほんで執行部の方から、保険料を上げるいうあれはもうやむを得んと思う、と自分言わせてもらいました。ただそのときに、無駄はないかよということ言わせてもら

いました。ほんでこの議案、今回も自分、やっぱりその思いを持っておりますが。

昨年から今年へかけて、執行部の方でそういう面についての、まあ言わせてもらおうと無駄の削減なるわけですが、どういう努力をされたかお聞き致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

国保の財政についてはこれまでも説明してきておりますが、町としてはですね、医療費抑制の観点から受診簡素というところに力を入れております。それと、ジェネリック医薬品の普及というところにも昨年度から努めておまして、極力そういう医療費を抑制する取り組みということに力を入れてきております。

であります、被保険者の数は減少傾向にありますけど、どうしても高度医療という形でですね一人当たりの医療費が、一人当たりですれば年間 22 万くらいのものでですね、平均すれば 23 万円という形で若干上がる傾向にありますので、どうしてもそのへんもですね高齢化に伴って医療費がかさんでいるということがありますので、そのへんについて力を入れていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神さん。

10 番（明神照男君）

自分お聞きしておるのは、まあ一例として旧佐賀町のとき、疋田先生が、病気にならん体づくりいうかね、そういう取り組みをしてくれた時期には医療費が落ちましてね、いう事例があるわけです。

それで自分思うのは、この医療費は恐らく年々増加すると思います。そうしたときに、医療費が上がったから、ほいたら保険料をどんどん上げれるかいうたらね、自分、それには限度があると思うがです。そういうことで、行政のそういう取り組み、目の前のお金を入れん努力とよね、入れんでもかまんまちづくり、そういう問題。それが自分ね、これから大事いううちに、そうせざったら結局町そのものが、まあこれ国も一緒やと思うがです。やっていけんとなると自分は思うもんで、それでお聞きしたわけです。

そういうことですからお聞きしたことでしたけれど、まあ課長の答弁は答弁として分かりました。

議長（山本久夫君）

答弁はよろしいですか。

（明神議員から「いいです、もう大体分かっちゃょうき。もう答弁のあれが」との発言あり）

分かっちゃったら質問しないように。

（明神議員から「それ以上求めるのは酷な」との発言あり）

森さん。

11 番（森 治史君）

すいません。これ今、説明の中では今回、1 億相当の赤字の埋め合わせの 5,000 万なので 19.4 パーセントでしたかね、約 20 パーセントのアップという説明だったと思うんです。

それで行くと、今年だけではないよと。来年も再来年もあるよということやけど、想定でどれぐらい今の保険料を上げなければならぬかということも想定がある。また来年も何パーセント、まあこれは決算が出てませんので、けど、もう既に見込みで言われてるし、今回の約 20 パーセントもアップになるから抑えたということだったので、想定でまた来年も今と同じぐらいの増額を予定しておるのか。まあ、これはちょっとまた事業が確定してないところの段階ですけど、もう既に見込みは出しちやうと思っておりますので、そのへんの数字が分かれば。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

22年度はまだ決算が出ておりませんで見込みの段階でございますけれども、22年度の見込みの調定額から申しますと、1億円の不足額を解消するためには40パーセント上げの税率改正が必要であると、まあそういうところでございます。しかしながら、報告でも申し上げましたが、一気に40パーセントの値上げを住民の皆さんに求めるのは非常に負担増になると、そういったところでございます。

しかしながら、これまで議会からもたびたびご指摘をいただいておりますように、医療費抑制への取り組みであるとか、あるいは国の負担率の増加であるとか、そういったことに対する陳情要望の活動につきましては今年度一生懸命やっていききたいと、そのように考えているところでございます。

またそれ以外に、先ほど申し上げましたが、一般会計からの法定外繰入。これも、また議会の皆さまからたびたびご指導いただいたところでございます。

本年度、これまで申し上げてまいりました一般会計からの法定外繰入につきましては、これこれこういう理由で難しいと、そう言ってきたわけでございますけれども、本年度分につきましてもやはり法定外であることは間違いはないわけでございますが、その中でも、国保加入者以外の方から入れるのであればご理解がいただけるのではないかと、項目についての繰り入れでございます。それを1千万円程度予定しているところでございます。

今年度の今現在、現段階において、来年度これこれこれぐらいの税率改正をお願いしますと、そういったところにはまだ至ってないというのが現状でございます。

議長（山本久夫君）

質疑なしと認めます。

これで、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

1つだけお聞きしたいんですけど、これは黒潮町だけのものでしょうか。それとも、全国的にこういうふうになっているのか、県内でまたあるのか。そういうところをちょっとお聞きしたいのと。

黒潮町だけだったら、どういう動機があったというふうな、簡単に分かれば教えてください。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

県内全域では、町村以下そういうことはしてませんが、幡多6市町村の中ではですね、既に四万十市がもう何年前からもうやっております。それから、大月町が本町と同じく6月議会に提案をする予定ということを知っています。それから、土佐清水市が9月議会の提案ということで、宿毛市につきましてはですね、ま

だ未定ということを経験としては聞いております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神さん。

10 番（明神照男君）

まあこれ、こういう改正をしたいというのは自分、分かるがです。まあ、もう事務の問題からしてもね。

1 つお聞きしたいのは、元の条例の規定、ああいう規定のものを作っていたという根拠はどのようにどこにあるがですかね。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

元のというのは、現行の条例ですね。現行の条例につきましては基本、もう登録証の提示のみをもってですね、交付をするということでのみを考えておりましたので、もうその条例。

まあ言えばここまでですね、非常に個人情報とかいろんなことがですね今言われておりますが、この条例自体をですね作った時点におきましては、そんなに個人情報の保護だとか、そういったことがない時代でございましたので、まあそれなりに処理ができていたかなと。まあそういういまでも当然、本人ないし本人の登録証を借ってきてですね、印鑑登録証の交付はしておいたものとは思われますけれども。

ただ、現在では非常に公共事業等多くやっている関係でですね、非常に皆さま方ですらね大事な印鑑登録証を預かるということについて、先ほどもご説明させていただきましたけれども、負担が。

用地の相談を一例に挙げれば、金曜日の夜相談に行っていてですね、印鑑登録証を金曜日に預かって、土日と持って、月曜日に取りることになりますので、長い期間ですらね大事なものを預かるということに対して負担感も職員にあるといったようなことですね、まあそれをどうかしたいということでこういった要望もございまして、改正をさせていただくものであります。

議長（山本久夫君）

明神さん。

10 番（明神照男君）

いや、はい、今課長の説明。

要は、こんな質問とかことを言うと申し訳ないですけど、不正を防止するための自分は、を考えたがの条例やなかったかと思うがです。悪いことしたらいかんぜよと。ほんで、現実にもいろいろ、忙しい言うたらいきませんけど、まあ先ほど課長がおっしゃったような事務の問題から始まってね。やきに、自分はこれはこれで、それほど悪いことじゃないとは思いますが、こういう改正は。

ただ、初めの旧の条例が目的とした、今言う、別にこれ自分、担当者をどうこういう思いじゃないですけど、仮に問題が起きたときにどうなると思いますか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

今のご心配でございますけれども、まず 1 つには公用申請の中にですね、規則で定めておりますけれども、先ほど説明しましたように本人の氏名、住所、生年月日、それから登録している印鑑の押印、それから登録証

ナンバーを記載して申請いただくことにしておりますので。それと、まず機関の長をもってですね申請をしていただくものですので、お互いの機関は信頼し合ってますね、まず1つには事務を進めていかないかんことがございます。

で、もう1点、先ほどご心配されるのは分かりますけれども、まず印鑑登録証の番号というのは、本人もしくは家族以外の者にはですね、基本的には知り得ないものだと思っておりますので、その番号を持ってきてですねすべてが合致しておればですね、これはもう本人のものだということで交付することにします。

ただ、それが偽りのものですね持って来たことについてはですね、本町についてその瑕疵（かし）は発生しないと。あくまでも申請者ですね偽造といいますか、公文書偽造ということで持って来たものと解されるものと思っております。

議長（山本久夫君）

明神さん。

10番（明神照男君）

はい、分かりました。

今、よく国も、東電さんも想定外ということで逃げよるわね。自分ね、まあこれ申し訳ないですけど、悪いことしようとしたらね、できるきね。

というのはね、ほいたらまず今おっしゃるように、印鑑証明書をもらう。自分がね悪いことをしようという考えでこの問題を考えたらね、すまんけどこの間もろうたがは失うたきよ、もう1回出してもらえんろうか、いうこともできるがやないか思うがです。ほいたら、ほんとは失うちょらんとしたらよね、そういう行為をするというのは何かの思いがあってするわけやきね。ほかの所へそれを悪用いうか、いうようなことらがあったらいかんきにいうので、元の条例を作ったと思うがです。

ほんで自分、先にも聞いていただいたように、こういうあれはもう時代としては事務の簡素化というかね、まあお互い、当事者にしても職員の皆さんにしてもいうことで、こういう形は取らないかんいうことは分かるがですけど。しかし、そこにもしとということが考えられると思うもんでね、それで質問さしてもらいました。

分かりました。もう答弁は要りません。

議長（山本久夫君）

森さん。

11番（森 治史君）

明神議員と重なるとは思いますけど、このあれは官公署となつちよう以上は、いわゆる町、県、国の事業についてはすべてこれを適用できるというように解釈になろうと思います。で、まあ署のときに、消防とか警察とかの署は、どんななるかなと思いますけど。まあ、要ることはなかろうと思いますけどね。

まあ、番号等記入がないとできんということやけん、番号の記入ということは預けたと一緒に、まあいうたら印鑑証明の登録証を預けたと一緒になりますよね。その扱いは、今の答弁聞いても重々厳しく、厳正に取り扱うということやと思うがですけど。そういうことがないようにしてもらわんと、番号を書くということは、もうカード預けたとおんなじ意味合いになりますのでね。印鑑、実印を押したものと、住所、氏名書いて、ナンバーを書くということは、もう完全にこの印鑑登録証を預けたと一緒にのことですので。で、その金曜日に預かって月曜日までの3日間預かることが、ものすごいその責任感があるということでしたら、その番号を書いたものを金曜日から預かって、登録手続きするまでの3日間という空白がありますよね。今、課長の答弁の中で、金曜日にお預かりしたものが次の月曜日までその手続が取れんから、その3日間の職員が預かっちゃう大事ないうのか、あれがあるということやったから、この番号を書いたものも同じ扱いで取り扱っていただかんと、紙切れ

へ書いたもんやけんというような形で取り扱われたら大ごとになると思いますので、そのへんはしっかり監督を課長がしてくれるというふうに思いますが。それはあくまでも所管の課長が、特に土木関係の方が多なると思いますけど。

そういうようにきちっとした管理をされるということでこれはできちょうと思いますが、そのへんをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

これはですね、黒潮町自体でもあるわけですけども、基本的には他の関係団体、ここで官公署とうたっているのはですね、総称を言っております。官公署というのは、国および地方公共団体を総じて官公署と言います。国で言えば国交省、税務署、検察等々あると思いますけれども。地方公共団体で言えば県、他市町村ということになるかと思えますけれども。

金曜日にですね、先ほど預かってということがありますけれども、規則の中でその用途もですね、私の方から少し説明不足があったかもしれませんけれども、ほかの者に使われるだとかそういったことのご心配の指摘もありましたけれども、この印鑑登録の交付について、どの目的に使うかということも明記するようにしておりますので、まずほかに使えることはないと思います。

それから、各所属するところの管理者についてはですね、当然、課員なり担当職員にですね厳重な注意をですねもって保管するようにとすることはご理解していただいているものと思っております。

議長（山本久夫君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第12号の質疑を終わります。

ご確認の上申し上げておきますけど、質疑の中で答弁が要らない質疑はありませんので、今後、十分気を付けてください。そして質疑ですので、自分の意見を述べる場ではございませんので、その点もご了承をお願いします。

次に、議案第13号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号、平成23年度黒潮町一般会計補正予算（補正2号）についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

歳入について質疑なしと認めます。

次に、歳出全部についての質疑はありませんか。

下村君。

2番（下村勝幸君）

19ページの6款の農林水産業費の所で、ページ数は次のページになりますけど、例の加工品の施設が今回、

いろいろな関係で次に見直されるということのお話があったんですが。

今後ですね、それがどういう形になっていくのかというその見通しと、それからもう1点聞きたいのは、当初、これ特産協へということで立ち上げ時期からかなり練ってきた計画ですので、特産協自身もですねその売り上げであったり、その体制とかですねその管理方法であったり、いろんな部分を考慮してたと思うんですが、それが伸びたことによるですね影響がどの程度及ぶのか。また、それで大丈夫なのかどうかいうところをですね、それぞれ聞きたいと思います。

それからですねもう1点聞きたかったのが、ファイティングドッグスの関係でですね、今年、予算がかなり組まれてて、観光の面であったりとか産業の面であったりとか、いろんな意味でいいと思うんですが。その公式戦を行うに当たって、その何て言うんですかね、費用というか観戦料とかですね実際取れる形にするのか、どういった形でそれをやろうとしているのか、そのあたり具体的なところ分かってればですね、教えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

まず1点目の加工場の施設整備の、今年度見送られるということでの今後の見通しですが。今年度ですね、具体的な理由は町長の方からもご説明がありましたように、震災の関係で資材の不足しているというようなことで、それが実施できなくなりました。それで、施設についてはもうその今のある施設、今年ラッキョウなんかも加工処理を製造しておりますが。取りあえずその包装施設、包装という包む施設なんかがありますが、それを活用して実施していくと。それで、もうそれで今年度実績をつくって行って、なおかつ来年度、補助事業については県の、まだちょっと先伸ばしでまだあるような情報もいただいておりますので、それでまた再度申請をさせていただいて、また農産物処理施設、加工場施設ということで提案をさせていただきたいと思います。

それで、この特産協の、延期になったことですね影響がどうあるかということですが。今、話させていただいたように、もうそれで対応させていただきます。ただ、その農産物の処理、それが専門的な施設の中でできないということがあって、ある程度その加工には影響が出るかもしれません。ただ、売り上げの方では、今の中で努力していったら何とかできていく。それと、一番は黒糖の関係で、黒糖の加工場はできております。そこで売り上げは伸ばしていきたいと思っておりますので、影響がないといえればあれですけど、多少はありますけど、今のままで何とか売り上げを伸ばしていくというようなことで考えております。

それで、影響というよりもですね、いろいろ経営形態なんかも考えてやっていってるわけですけども、今回、それが伸びたことで経営形態がうんぬんということにはならないわけですけども、平成22年の3月のときの産業建設常任委員会なんかでいろいろ協議をしていただきまして、公設民営の方式で運営を行う方が望ましいというようなご意見をいただきました。それに基づいていろいろ検討もしております。が、なかなか資金面について過大になりまして、まだ決定には至っておりません。その資金面の関係で、今度の施設で公益性も高めた取り組みもしたいというようなこともあります。この施設、町民のまあいうたら所得向上のために造った施設です。その町民の方の収益になるのであれば、その収益も度外視したというか、そういう取り組みもしていかなくはないというようなこともありますし、また町からも、いろいろこちらから指示を出ささせていただいて、町のためになるようなこともやっていただきたいと。

それと、今年度から特に力を入れて取り組んでいっております、さしすせそ計画。そののやっぱり一番の実施母体になっていただきたい、実施主体の組織になっていただきたいというようなこともあって、そういう公益性も高めたことなども視野に入れて、いろいろ今、経営形態も検討しております。その中には、先の常任委

員会のお話もさしていただきましたけれども、第三セクターというようなこともいろいろ視野に入れていただいて、公益性の高いものにしていきたいというようなことも考えて検討しております。

それと、ファイティングドッグスの誘致の関係ですが。今回の予算ではなかなか、その球場自体の整備というのが完全ではありません。それで、その入場料を取って、なかなか試合を実施していくというのは難しい面があります。それではもう、ある程度その試合を買い取って、皆さんに見ていただくというようなことを今年度は考えております。まあ、来年からもどのようにしていくかというようなことはまた今後検討にもなるかどうかと思いますけれども、今年度については、スコアボード、必要な所だけ整備をして、観戦料は頂かない。もう誰も頂かずにみんなに見ていただいてですね、特に小中学生の野球をされている方にも見ていただいて、これからのスポーツ振興に役立っていけるようなことを考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村さん。

2番（下村勝幸君）

ちょっとだけ確認させてください。

自分がですね産業建設常任委員長のときに、その加工施設の関係だけちょっともう1点聞きたいんですが、あえてですね、これ分割して建設するような形を、まあ委員会の中でも相当議論あったんですがそういう形になって、今回、その震災の関係で延びたということで、自分としてもですねちょっとその部分でかなり責任を感じている部分はあるんですが。

今、答弁あったようにですね、来年度また再申請を行うということで室長の方からあったんですが。そして、申請を行って県が例えばこれオーケー出さなかったら、もうこの計画自体が消えるということで、町としては考えているのか。もしくは町自体がですね、いや、そこはもうやっぱりこの町の中の機関だから、町がもう自分としては腹をくくってでもやると思っているのか。

その所だけもう1回、答弁お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し補足もさせていただきます。

室長が答弁致しましたが、まず、この産業振興計画に載っているアクションプランの施設整備、これが繰越事業が認められていないと、そういったのが一番大きなところでございます。その中で、東日本大震災を受けてまして、年度内には施設整備が整うような資材調達は不可能であろうと、そういった中での判断でございます。

それからもう1つは、分割して施設整備が行われるわけでございますけれども、この2つの施設に対する考え方に県と町の相違がございました。町としましては、2つの分割して整備をする施設は一連の1つの計画の中で分割して整備されると、そういう認識でございましたが、県の方ではあくまでも別施設であると、そういったことでございます。そうなりますと、産業振興計画3年間の申請する権利といえますか、そういった期間が設けられているわけでございますけれども、本年度、昨年度までで2年目。今年度休止しましても、24年度には再度申請することができる。そういったことではございますけれども、あくまでも県の方は別事業であると、そういった感覚でございます。

そうなりますと、本年度この整備されました施設を有効活用して、少しでも売り上げを伸ばしていくと、そういったことが24年度の申請に必要な最低限の条件になってくると、そのように思っているところでございます。

議長（山本久夫君）

その他、質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

関連じゃないんですけど、いいんです。いいんですか。

ページ数でいきましたら 22 ページですけどね、7 款の商工費の体験受け入れ業務委託っていうのがありますけど、これはどのような体験なのか教えていただきたい。

それからもう 1 つ、ページ数 23 ページ、9 款の消防費ですが、委託料のですね津波避難施設の緊急整備事業ありますね。これは、先ほどの説明では学校だけでしたけど、保育所についてはもう高台にあるからいいというお考えなのか、今後またそれを見直していくのか。ちょっとその点もお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

体験の受け入れ業務についてですが。これはですね財団法人自治総合センター、宝くじの方の関係の補助事業を受けまして、それで町内の住民の方にですね、今の観光体験をしていただくと。そのモニターになっていただいて、そのモニター体験ツアー、カツオのわら焼きタタキ体験作り、それからシーカヤックの体験、天日塩作り体験、そば打ち体験、それからブントケーキ作り体験などの町内で行われております体験について、どうも皆さん、町内でもあんまり知られてない部分があるかと思しますので、この事業を使わさしていただいてですね、皆さんが体験していただいて、また、町外にもこういうことをやってるんだよというような宣伝もできるようなことで、その体験を実施したいということになっております。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

防災費についてでございます。

防災費についての答弁の前に、先ほどの下村議員の質問で、県の予算がなくても町が単独で行くのかと、そういった質問に答弁漏れがございました。

現段階では、まだそこまで協議に至ってないというのが現状でございます。

続いて、防災の津波避難の施設整備についてでございます。これにつきましては議員ご指摘のとおり、大方地区につきましては保育園が高台にあるわけでございますけれども、佐賀地区につきましてはご存じのとおり、新園が低地でございます。

こちらにつきましては、現在、佐賀地区で進めております漁業集落環境整備事業の中で、計画変更をもって対応できないかと、そういったことを現在協議中でございます。

それから補正させていただきますと、今回 300 万円でその文教施設の避難道の整備に取り掛かるわけですが、昨年度の 12 月議会におきまして、個別の路線は提示さしていただいておりますけれども、避難道の整備に 2,100 万円の県補助を頂きまして、皆さんにお認めいただいたところでございます。こちら、町内 10 カ所の避難道の整備を予定しておりましたが、こちらを凍結さしていただきまして、まずは文教施設の避難道の整備にこのお金を使わしていただきたいと、そのような考えで現在協議をしているところでございます。

議長（山本久夫君）

明神さん。

10 番（明神照男君）

この 18 ページの目で 3 の児童福祉施設費で、節の備品購入で AED172 万が計上されておるがですが。これ買うがは分かちよるがですけんど、恐らく、児童の福祉やき小学校やないか思うがですが、そういう目的。

それから、今の宮地さんの質問にもありましたけんど、もう 1 回町長にあれしますが。佐賀の場合は漁集の事業もあるから、それと一緒に検討するというこのように聞かしてもろうたがですが。はい。

それから 3 点目が、24 ページの節で報償費で、三角が 252 万。その他の報償費、スクールソーシャルワーカー活用事業が、その前のページで賃金になって計上されておるわけですが。

報償が賃金になった理由というか、それをお聞きます。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

質問の 18 ページでございますが、児童福祉施設費に備品購入 AED を購入することにしております。これは町内の保育所 4 カ所にですね、それぞれ 1 基ずつ、補助事業で入れたいということにしております。4 基入れることになっております。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

佐賀地区の漁集の計画変更についてでございます。現在、残っている事業が幾つかあるわけでございますが、中でも本年度、会所の集落道の整備に取り掛かるところでございます。

そういった中で、予算総額の中で一部計画変更さしていただきまして、その文教施設、あるいは地区で言いますと明神、集会、浜町、あるいは大和田、下分、町分、それから横浜。この辺の居住実態のある人口と、それから避難道の面積が少しバランスが欠けていると、そういったような意識を持っております。そういった中で本年度、計画変更を申請さしていただきまして、下分、町分につきましては荒神さんに、それから大和田地区につきましては、現在調査中でございます。担当職員、あるいは私たち執行部も含めまして三度ほど現地調査をさしていただきましたが、なかなか急峻（きゅうしゅん）な地形で、ここがいいといった所がなかなかいわけでございますが。その中でも緊急を要する所につきましては、規格は少し低いかも分かりませんが、避難道の整備を漁集の中で計画変更をもってさしていただきたいと、そのように協議しているところでございます。

また避難道につきましては、やはり地域の皆さんにお伺いをするのが一番であろうと、そのように思っております。その現実、明神、会所、浜町の地区別懇談会の中でもそういったご意見をいただきましたので、町内の皆さんにもお話をお伺いしながら計画を作ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

24 ページの報償費についてですけれど。これは、昨年まではですね報償費で出しておったんですが、今年度から社会保険料等もスクールソーシャルワーカーの方に加入するようにしましたので、そうなるんですね、やはり賃金の方が適当ではないかということで、今回、補正の方で組み替えをさせていただきました。

議長（山本久夫君）

矢野さん。

7 番 (矢野昭三君)

23 ページのこの水準測量など委託とあるんですが、これは大体高さを押さえるということは、この字から見て推測できるんですが、その後ですね。測った所の場所が、この地点は何メートルですよというような、大きな、誰でもすっと見て分かるような、そういう表示なんかをされる予定ですか。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

今のところ、そこまでの予算は組んでおりませんので検討課題ということですが、そのような方向をですね考えたいというふうに思っております。

議長 (山本久夫君)

西村さん。

3 番 (西村将伸君)

19 ページの労働費、委託料ですが、831 万円。これ、聞き間違いかどうか、直産組合への委託料だということをお聞きしましたが。

この委託先の名称と、もし分かれば代表者名と、それから雇用対策ですので、その 831 万の中に占める雇用対策費。それと、これは当然委託するわけですから、魚加工、新商品ということをおっしゃいましたが、その事業内容がもし分かればお聞きしたいと思います。

それと 2 つ目にですね、商工費の中でこれも関連したようなのですが、19 節補助交付金の土佐のかつお流通対策協議会への補助金 385 万 8,000 円とありますが、この、協議会というわけですからメンバーがおられると思うんですが、そのメンバーがもし分かればですね教えていただきたい。

議長 (山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (濱田仁司君)

5 款の労働費ということで、ふるさと雇用の事業ですが。これは委託先としては、土佐佐賀産直出荷組合、代表者、浜町明恵です。

事業の内容についてですが、地元で取れた、佐賀で揚がったアジやシイラ、それからマツイカなど、そういうものを使って加工販売をしたいということです。この会社は現在、きびなごフィレとかそういうものが瓶詰めで、町内のお店にもありますが 980 円で売ってますけど、かなりヒットした商品で、年々売り上げも上がっているようです。ほんで、そういう生産が上がっているということで、その生産の拡大と新たな新商品の拡大ということで、人件費として新たな人を雇用したいということです。で、雇用する人は 3 人、プロパーで 1 人ということで、計 4 人を雇って加工事業を進めるということです。

それから、人件費率ですかね。人件費率としては 75 パーセントを占めております。

それから、土佐かつお流通対策協議会の補助金ということです。これについては、協議会のメンバーとしては黒潮町、それから高知県漁協、宿毛漁協で協議会を立ち上げております。中身としては、カツオの再生産いいですか、取れたカツオの付加価値を付けて PR をするというので考えておまして、今言いました高知県漁協、宿毛漁協、黒潮町、それから宿毛市なんかと一緒にですね、都市の消費地に対して高知のカツオということで PR をしていきたいということです。現地の、東京とか大阪の消費市場で PR、それから飲食店と一緒に PR とか、それから商談会、フェアなんかを開いて販売拡大を考えておるとのこと。それから、マリン・エコラベルということで大日本水産会が推奨していますそういうエコラベルについても、生産段階、流通段階か

らエコラベルも取っていくという考えで協議会に補助することにしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

その他、質疑はありませんか。

濱村さん。

14 番（濱村 博君）

19 ページの歳出の分で、花き産地づくりモデル事業補助金ということで 100 万組んでいただいておりますが、この項目の終わりにはちょっと金額が少ないような気も致しますが。

議長（山本久夫君）

濱村さん、ごめんなさい。

産建に付託されるこれは議案なんですので、委員会の所管する事務については質問を控えてください。

（濱村議員から「はい、分かりました。失礼しました」との発言あり）

その他、ありませんか。

（なしの声あり）

歳出についての質疑なしと認めます。

次に、第 2 表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

第 2 表地方債補正ついて質疑なしと認めます。

これで、議案第 14 号の質疑を終わります。

次に、議案第 15 号、黒潮町地域特産品処理加工及び販売施設に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

森さん。

11 番（森 治史君）

指定して事業することについてどうのこうの言うていうのではないですが、私が知ってる範囲ですが、これ特産品開発推進協議会の会長さんですよ、1 年で代わっちゃうと思うんですよ。このように大きな予算が入ってやる事業でありながら、そのへんがちょっと気に掛かるがですが。1 年で交代した、それは内部事情もあろうし、いろいろ問題は分かりませんが、私が知っちゃう限りではこれ、まあその組織の中の交代でしょうから議会がとやかく言うべきではないかもしれませんが、ひとつの不安として今からやっていくものがたった 1 年ばあの間で、立ち上げの段階で会長が入れ代わるということには若干、ほんとに経営が成り立っていくかなという不安があるがですが。

そのへんの、まあちょっと難しい答弁になろうかと思えますけど、いきさつはいろいろあろうかと思えます。まあ、はっきり言うてこれでやっていけるかいけんか。一番不安に思っているのは、予算を入れてやる事業へ 1 年で交代劇があったということにちょっと不安を感じてます、会長が。そのへんは、今後ここが委託してやるけど、ほんとに、やりよう間に、また 1 年もせんうちに交代するということのようなことが起こり得るか否かはそれは分かりませんが、ちょっと、ほんとに信頼していいかなという疑問があるがですよ、私の方として、1 年で代わったということに対して。内部事情のことがあるから、そこは分かりません。会長が入れ代わることも 1 年であってもあろうかと思えますけど、大事な時期の交代やったもので、そのへんがちょっと不安ですが。

執行部としては、そういう不安は一切ないのかどうかをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

特産協の会長が1年で交代したということのご心配をいただいておりますが、前会長のときにはですね、特産協出資についていろいろ検討しておりました。それで、その中で資金、出資金とか、そういうことも含めて検討しております、その中で当然いろいろ考えるわけで、会長さん自身がちょっと体調不良になって、もうどうしてもよう続けられないということで、もう引かしてくれということで辞任されたということです。

それでその後、その前の会長さんやった会長が、もうそれやったらおれが、また引き受けてくれるということで、今も自分が一番責任持ってやっております。それで法人化するまではもうやっていただくことで、こちらもお願しております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

この特産協ですけれども、現在ですねどれぐらいの人数がいるものなのか、それをお聞きしたいと思います。

それからですね、事業規模はどれぐらいに考えているのかなと思うんですが、どれぐらい販売していこうかというね、目標なりあると思うんですけど。

その点をお聞きします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

特産協の今の体制ですが、会員は6名の方が会員、おいでます。そのうちの1名の方が、ふるさと雇用で今年度いっぱい雇用ということになっております。それで、あと2名の方が会員ではなくて、そこで常時雇用で働いてもらっております。

それで、あと経営状況、収支のことなんですが、経営状況についてはですね、加工場ができるまでの21年から補助事業の採択もいただいて取り組んでおります。そのときには加工場はありませんでしたけど、21年の売り上げが325万2,715円、それと22年度については403万3,164円というような売り上げになっております。これはあくまでも、補助事業もいただいていろいろ取り組んだ内容になっております。

それと今後についてですが、売り上げについては23年度については2,500万。これは、これから後の分ですけど、製糖、砂糖を作られてる農家さんの分の売り上げも含まれております。それで2,500万。それと、24年度が3,700万、25年度が4,800万、26年度が6,200万、27年度が7,400万ぐらいの売り上げを計画しております。

それで、経営的には今、先ほど話しましたそのふるさと雇用なんかの補助事業もありまして、今年度については人件費はそちらの方で賄えるということもありますが、来年度からについては、そちらの人件費が算出できないというようなこともありまして、多少24、25については、経常利益については赤字が発生するかもしれません。します。それでも、その繰越金も含めて26、27では黒字に持っていくというような計画で経営計画を立てております。

議長（山本久夫君）

その他、ありませんか。

明神さん。

10番（明神照男君）

先ほどの説明で、この指定管理者のあれで自分、公募はしないというように聞いたように思うのですが。もし、説明の中で公募をしないという発言があったとしたら、公募をしない理由をお聞きします。

議長（山本久夫君）

すいません、産建です。

（明神議員から「え」との発言あり）

常任委員会。産建の方になりますので、委員会の方でお願いします。

（明神議員から「分かりました」との発言あり）

その他、ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 15 号の質疑を終わります。

次に、議案第 16 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算（補正 3 号）についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 16 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案をそれぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 14 号のうち、歳入全部、歳出のうち、2 款総務費、9 款消防費を付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 11 号、議案第 14 号の歳出のうち、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、議案第 15 号を付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 10 号、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号の歳出のうち、3 款民生費、4 款衛生費、10 款教育費。議案第 18 号（後段で「議案第 16 号」に訂正あり）。

以上を付託します。

以上のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

（議場から何事か発言あり）

申し訳ございません。訂正します。

教育厚生常任委員会に付託する、議案第 16 号です。18 号と言いましたので訂正します。

（矢野議員より「14 号は第 2 条地方債補正が入るのではないかと思うんですが。総務にね。」との発言あり）

そうです。はい。そのとおりでございます。すいません。

付託表を訂正して後で回しますので、よろしくお願いします。

（議場から何事か発言あり）

回してるそうです、付託表は。

ちょっと次第書の方が直ってませんので、すいませんでした。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11 時 26 分